

**静岡県告示第740号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年11月4日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士清水線	沼津市大塚字道上3番の69から 沼津市大塚字道上3番の65まで	令和4年11月7日

=====

**静岡県告示第741号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年11月4日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川天竜線	磐田市敷地字コゲ田205番の21から 磐田市敷地字コゲ田205番の22まで	令和4年11月4日

=====

**静岡県告示第742号**

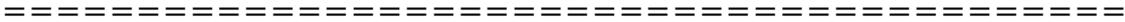
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年11月4日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山梨敷地停車場線	磐田市敷地字コゲ田205番の21から 磐田市敷地字コゲ田205番の22まで	令和4年11月4日



静岡県告示第743号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年11月4日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
横川磐田線	磐田市敷地字コゲ田 205 番の 22 から 磐田市敷地字コゲ田 205 番の 21 まで	令和4年11月4日